

令和6年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

令和 6年 3月 31日 制 定
一般社団法人 兵庫県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)では、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全に資する装置等である後方視野確認を支援するバックアイカメラ、側方視野確認を支援するサイドビューカメラ、左巻き込み事故防止対策に有効な側方衝突監視警報装置、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器及びトルク・レンチの普及促進を目的として、安全装置を導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、令和6年度に新たに購入したもので、全ト協が指定した次に記載する(1)～(6)の装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 側方衝突監視警報装置
- (4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (6) トルク・レンチ(兵ト協から助成は行わないが、全ト協助成成分として受け付けるため対象装置として記載)

(助成額)

第3条 交付額は別に定める(別表1)とおりとする。

(助成金の申請)

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書」(以下「助成金交付申請書」という。)に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は令和7年3月7日までとし、助成金額が予算額に達した時点で受付を締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和6年 4 月 1 日より適用する。